

定 款

一般社団法人アジアフォーラム・ジャパン

平成 24 年 4 月 1 日 制定

令和 4 年 6 月 16 日 改訂

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人アジアフォーラム・ジャパン（以下、「本団体」という。）と称する。

2 英文名はAsian Forum Japanとする。

3 略称としてAFJを用いる。

(事務所)

第2条 本団体は、主たる事務所を東京都港区赤坂一丁目3番5号に置く。

2 本団体は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本団体は、日本国内及び世界各国の各界・各層の人々と、日本国内及び世界各国の政治、経済、社会状況、外交及び安全保障等に関する諸問題についての意見交換及び交流を行うとともに、これに基づき、長期的かつ総合的な調査及び研究並びにその解決策の提言、情報提供を行い、もって、これらの人々と相互理解を深め、日本国内及び世界各国の安定と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本国内及び世界各国の政治、経済、社会状況、外交及び安全保障等に関する諸問題についての情報の収集及びその提供
- (2) 日本国内及び世界各国の政治、経済、社会状況、外交及び安全保障等に関する諸問題についての調査及び研究並びにその解決策の提言
- (3) 日本国内及び世界各国の各界・各層・各地域の関係者の意見を広く聴取するため、かつ、意見交換のための国際会議、研究会、セミナー及び講演会等の開催

- (4) 日本国内及び世界各国の諸機関との交流及び対話
 - (5) 国際会議、研究会、共同研究を行うため、又は人的ネットワークを構築するための人材の招聘及び派遣
 - (6) 日本国内及び世界各国の政治、経済、社会状況、外交及び安全保障等に関する諸問題についての提言、コンサルティングの実施及び出版物の刊行
 - (7) その他本社の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会社に次の会員を置く。

(1) 正会員 本会社の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体

(2) 賛助会員 本会社の事業を賛助するため入会した個人、法人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会社の会員になろうとする者は、理事会の定めた入会申込書により、理事長に申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会社の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会社の定款又は規則に違反したとき

(2) 本会社の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会員を除名する場合は、社員総会において、当該会員に弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 前3条の規定によりその資格を喪失した会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任できることとする。

(書面決議等)

第19条 社員は、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面又は電磁的方法で議決権を行使することができる。また、他の正会員を代理人とすることでその議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその社員総会において社員の中から選任された議事録署名人2人が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本団体に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員（法人又は団体であつてはその代表者）の中から選任する。但し、社員以外の者を理事又は監事とする必要がある場合は、社員総会の決議を経て選任することを妨げない。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本団を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は理事長を、常務理事は理事長及び専務理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本団の業務を分担執行する。

4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事に対しては、社員総会の決議により、報酬等を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本団に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、法人法第100条の規定に基づく報告を行なうために必要と認めた理事会の招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第4号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本団体の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本団体の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定

款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第39条 本団体の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の決議により任免し、職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本団体は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第42条 本団体は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第43条 本団体が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号の掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本団体の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 1 1 章 補 則

(委任)

第 4 5 条 この定款に定めるもののほか、本社の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 3 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本社の最初の代表理事（理事長）は吉原欽一、業務執行理事（常務理事）は中村克彦とする。

平成 2 5 年 4 月 1 日

上記は当法人の定款に相違ありません。

一般社団法人アジアフォーラム・ジャパン

代表理事 吉 原 欽 一